

四日市市告示第272号

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱を次のように定める。

平成27年 5月13日

四日市市長 田中俊行

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱は、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省令・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画書であって、市長が定めたものをいう。以下「計画書」という。）に基づく捕獲従事者の登録等に関し、計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(捕獲従事者の要件)

第2条 捕獲従事者として登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 18歳以上の者であること。

(2) わな猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条第3項に規定するわな猟免許をいう。）を有する者又は市長が認めるアライグマ及びヌートリア（以下「アライグマ等」という。）の防除に関する講習を受けた者であること。

(防除に関する講習)

第3条 市長は、必要に応じて、アライグマ等の適切な捕獲と安全に関する知識及び技術に関する講習を実施するものとする。

2 講習の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定外来生物防除の関係法令

(2) アライグマ等の生態及び被害

(3) 捕獲の手続き及び方法

(4) 事故防止と衛生管理

3 市長は、講習の受講者に対して、受講証明書（第1号様式）を発行するものとする。

4 前項の受講証明書の有効期限は、平成33年3月31日までとする。

(捕獲従事者の登録の申請)

第4条 捕獲従事者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、捕獲従事者申請書（第2号様式）及び運転免許証等本人確認ができるものの写しに、次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて市長に申請しなければならない。

(1) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護法第43条に規定する狩猟免状の写し

(2) 市長が認めるアライグマ等の防除に関する講習を受講した者にあつては、受講証明書の写し

(捕獲従事者の登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、申請者が第2条各号に規定する要件を満たす者であると認められるときは、当該申請者を捕獲従事者として、計画に定める捕獲従事者台帳に登録するものとする。

(捕獲従事者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、当該登録をした捕獲従事者に、計画に定める捕獲従事者証を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 第5条の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(氏名等の変更の届出)

第8条 捕獲従事者は、氏名、住所等登録した事項に変更が生じたときは、速やかに捕獲従事者氏名等変更届（第3号様式）に捕獲従事者証及び運転免許証等変更内容が確認できるものの写しを添えて市長に届け出なければならない。

(捕獲従事者証の再交付)

第9条 捕獲従事者は、捕獲従事者証を汚損し、き損し、又は紛失したときは、直ちに捕獲従事者証再交付申請書（第4号様式）に關係書類を添えて市長に申請し、捕獲従事者証の再交付を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、捕獲従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該捕獲従事者の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。

- (1) アライグマ等の防除に係る捕獲に関し不誠実な行為をしたとき。
- (2) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護法第64条の規定により、狩猟者登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。
- (3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、鳥獣保護法その他の関係法令又はこの要綱、計画書に定める捕獲の実施等に係る事項若しくは市長の指示に違反したとき。

2 市長は、捕獲従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該捕獲従事者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条に規定する有効期間が満了したとき。
- (3) 当該捕獲従事者から捕獲従事者の登録を辞退する旨の申出があつたとき。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消し、若しくは効力を停止し、又は前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該捕獲従事者に通知するとともに、捕獲従事者台帳から削除するものとする。

(捕獲従事者証の返納)

第11条 捕獲従事者は、前条の規定により捕獲従事者台帳から削除されたときは、直ちに市長に捕獲従事者証を返納しなければならない。

(所掌)

第12条 捕獲従事者の登録等に関する事務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(環境部環境保全課)

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日 交付

第 号

受講証明書

住 所

氏 名

生年月日

1 受講年月日

2 受講場所

上記の者は、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱第3条に基づく講習を受けた者であることを証明する。

講習実施者 四日市市長

印

※本証の有効期限は、平成33年 3月31日までとする。

捕獲従事者申請書

四日市市長 あて

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、捕獲従事者となりたいため、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

所 属	
生年月日	年 月 日
わな猟免許 番号等	第 号
	交付年月日 年 月 日
	交付機関名
	有効期間 年 月 日～ 年 月 日
受講した 講 習	年 月 日
備 考	

※添付書類：わな猟免許または講習を修了したことを証する書類の写し

：運転免許証等顔写真により本人確認ができるものの写し

第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

捕獲従事者氏名等変更届

四日市市長 あて

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

次のとおり氏名等の変更が生じたので、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲従事者 登録番号		
捕獲従事者の 氏名等	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
備 考		

※添付書類：捕獲従事者証

：運転免許証等変更内容が確認できるものの写し

第4号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

捕獲従事者証再交付申請書

四日市市長 あて

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

捕獲従事者証の再交付を受けたいので、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

捕獲従事者 登録番号	
再交付の理由	
備 考	

※添付書類：汚損又はき損の場合にあっては、当該汚損又はき損した捕獲従事者証
：運転免許証等顔写真により本人確認ができるものの写し